

ほ一むけあいしやま 介護福祉士実務者研修校（通信課程）学則

第1章 総則

（目的）

第1条 ほ一むけあいしやま介護福祉士実務者研修校（通信課程）（以下、「本校」という。）は、介護福祉士国家試験の受験要件となる介護福祉士実務者研修受講を通じて、介護福祉士として必要な専門的知識及び技術の習得はもちろん、福祉の理念を学び、ご利用者様・ご家族の人権を大切にし、ご利用者様に寄り添った介護ができる人材、地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（名称）

第2条 本研修は次の事業者が実施する。

事業者名 株式会社 ほ一むけあいしやま

所在地 茨城県筑西市玉戸1602-10

2 研修の名称は、ほ一むけあいしやま介護福祉士実務者研修（以下、「本研修」という）と称する。

（研修会場）

第3条 本研修は次の会場で実施する。

研修会場名 いしやま介護福祉研修センター

所在地 茨城県筑西市一本松135-3

第2章 研修期間、定員、対象地域

（研修期間、定員及び対象地域）

第4条 本研修の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

一 研修期間 6か月

二 定員 30名

三 対象地域 茨城県 栃木県（茨城県隣接市町村）

四 学級数 2学級（2学期）

（入学及び修了の時期）

第5条 本講座の入学時期は、毎年7月若しくは1月の1日とし、修了時期は、入学時期の6か月後の末日とする。

（研修期間の延長）

第6条 研修期間が6ヶ月以降になる場合には、期間延長の所定の手続きをとり、学校長の許可を得なければならない。この場合においては、事務手数料を別表2のとおり徴収するものとする。

(休業日)

- 第7条** 休業日は、次のとおりとする。
- 一 土曜日、日曜日（面接授業実施日を除く。）
 - 二 国民の祝日に関する法律に定める休日（面接授業日を除く。）
 - 三 年末年始（12月28日から1月3日まで）の期間
- 2 前項に定めるもののほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

- 第8条** 本校の教育は、通信形式を主体として行い、一部を面接授業により行う。
- 2 本研修の教育課程及び授業時間数は、別表1のとおりとする。

(授業方法)

- 第9条** 授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出またはeラーニング専用Webページにて回答及び面接授業その他適切な方法により行う。
- 2 面接授業は、いしやま介護福祉研修センターにおいて行う。
 - 3 レポートは、事業所所在地に郵送その他配送手段を用い、郵送料は、受講生の負担とする。

(通信授業)

- 第10条** 受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、科目ごとにレポート提出期限までに提出またはeラーニング専用Webページにて回答することとし、添削指導及び評価を受けなければならない。
- 2 受講生は、学習内容についてファックス又は電子メール、eラーニング専用Webページにより質問することができるものとし、回答は担当講師が行う。質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

- 第11条** 面接授業は、第8条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。
- 2 面接授業に出席するためには、本校が定める期日までに前期レポートを終了していること。
 - 3 毎回出席を確認するため、受講生は面接授業開始前までに席につくこととする。
 - 4 面接授業を安全に行うにあたり、感染症に感染している者またはその疑いがある者は、受講できないこととする。
 - 5 面接授業期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、科目ごとにレポートを提出させる。

(科目の修了認定)

- 第12条** 介護職員初任者研修、訪問介護員研修、介護職員基礎研修、認知症実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了している場合には、科目単位を本校で履修し修得したものとみなすことがある（以下、「修了認定」という）。修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）の別添1」（別表1）のとおり取扱うものとする。

第4章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

- 第13条** 学校長は、第8条第2項の教育課程（別表1）の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、eラーニング専用Webページでの評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 レポートの成績評価は、各100点を満点とし、A=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=69点～60点、E=59点以下の4段階で評価し、D以上の評価を合格とする。E評価の者については、レポートの再提出、再評価を行う。
- 3 教育課程に定める面接授業の出席時間数の3分の2が満たない者については、当該科目の認定をすることができない。
- 4 レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出又はeラーニング専用 Web ページにて再回答、又は面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。
- 5 受講後次コース以降に引き続き、前項に定めるレポートの再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。再履修料を科目ごとに、別表2のとおり、徴収するものとする。この場合においては、所定の手続きをとり、学校長の許可を得なければならない。

(修了)

第14条 本研修に6か月在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

第15条 前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

第5章 教職員組織

(教職員組織)

第16条 本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 学校長 1名
- 二 専任教員 2名
- 三 非常勤教員 2名
- 四 事務職員 1名

(教員会議)

第17条 本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

- 2 教員会議は、学校長が召集し、その議長になる。
- 3 教員会議は、次の事項について審議する。
 - 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 受講生の募集に関する事項
 - 三 受講生の修了に関する事項
 - 四 受講生の除籍に関する事項
 - 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
 - 六 教員の選考に関する事項
 - 七 その他必要と認める事項

第6章 受講資格及び受講選考、受講手続き、受講許可、受講料

(受講資格、受講選考、受講手続き、受講許可、受講料返還)

第18条 受講資格は、介護業務に従事しようとする者または介護業務に従事している者及び介護福祉士の資格取得を目指している者とする。

- 2 次の全ての手続きを得た者が、本研修を受講することができる。応募者多数の場合、応募定員に達した時点で、申込を締め切ることとする。
 - 一 本研修受講申込期間に応募する
 - 二 本研修所定の申込書と資格証(写し)[科目の修了認定を受ける場合]を提出
 - 三 本校教員等の面談を受け、学校長が受講を許可した者
 - 四 本研修所定期日までに受講料を納付した者

- 3 受講料の支払は、当校銀行に振込又は現金とする。指定の期日までに受講料を全額又は分割納入とする。分割納入の場合、修了時期の20日までに完納すること。
- 4 既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

(受講料)

- 第19条** 受講料は別表2のとおりとする。受講料は科目の修了認定を受ける資格に応じる。また、カリキュラムの運営上において特別な費用が発生する場合は、事前に受講生に告知し別途徴収することがある。
- 2 研修に使用するテキストは、受講生の実費負担とする。
研修使用テキスト：実務者研修テキスト（株式会社 日本医療企画 発行）

第7章 罰則及び退学、休学及び復学

(罰則及び退学)

- 第20条** 次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、学校長が懲戒、停学または退学とすることができる。
- 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
 - 二 面接授業をすべて無断欠席した者
 - 三 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者
 - 四 著しく学習意欲が見受けられない者
 - 五 その他学側又はこれに基づく規程に違反した場合
 - 六 死亡の届出があった者

(休学)

- 第21条** 受講生が病気等止むを得ない理由によって本研修に受講ができない場合、次年度末までの間、休学することができる。事務手数料を別表2のとおり徴収するものとする。この場合においては、所定の手続きをとり、学校長の許可を得なければならない。
- 2 学校長は、前項休学し次年度末を過ぎても受講が出できないと判断した場合において、退学を通告する。

(復学)

- 第22条** 第21条に則り休学していた場合、止むを得ない理由が消化し、本研修に復学する意志がある場合において、入学してから次年度末までの間に限り、復学することができる。事務手数料を別表2のとおり徴収するものとする。この場合においては、所定の手続きをとり、学校長の許可を得なければならない。

第8章 補則

(学則の改廃)

- 第23条** この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。
- 第24条** この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 教育課程及び履修時間及び科目の修了認定

履修科目	必修 選択の 別	履修 方法	印刷教材による 授業時間数 〔()内面接授 業時間数〕	レポート提出期限 〔()内面接授業の 演習回数〕		履修時間数 ※修了認定科目(●)								
				7月 コース	1月 コース	無資 格者	取 得 資 格					その他		
							介護職員 初任者研 修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修			
						3級			2級		1級			
前期 レポ ート	人間の尊厳と自立	必修	通信	5	7/15	1/15	5	●	●	●	●	●		
	社会の理解Ⅰ	必修	通信	5			5	●	●	●	●	●		
	社会の理解Ⅱ	必修	通信	30			30	30	30	●	●			
	介護の基本Ⅰ	必修	通信	10	7/末	1/末	10	●	10	●	●	●		
	介護の基本Ⅱ	必修	通信	20			20	20	●	●	●			
	コミュニケーション技術	必修	通信	20			20	20	20	●	●			
	生活支援技術Ⅰ	必修	通信	20	8/15	2/15	20	●	●	●	●	●		
	生活支援技術Ⅱ	必修	通信	30			30	●	●	●	●			
	介護過程Ⅰ	必修	通信	20	8/末	2/末	20	●	20	●	●	●		
	介護過程Ⅱ	必修	通信	25			25	25	25	●	●			
①	介護過程Ⅲ	必修	面接 スクーリング	(45)	(日中7日あるいは夜間13日)		45	45	45	45	45	●		
後期 レポ ート	発達と老化の理解Ⅰ	必修	通信	10	9/15	3/15	10	10	10	10	●	●		
	発達と老化の理解Ⅱ	必修	通信	20			20	20	20	●	●			
	認知症の理解Ⅰ	必修	通信	10			10	●	10	10	●	●	認知症実 践者研修	
	認知症の理解Ⅱ	必修	通信	20	9/末	3/末	20	20	20	20	●	●	認知症実 践者研修	
	障害の理解Ⅰ	必修	通信	10			10	●	10	10	●	●		
	障害の理解Ⅱ	必修	通信	20			20	●	20	20	●	●		
	こころとからだのしくみⅠ	必修	通信	20	10/末	4/末	20	●	20	●	●	●		
	こころとからだのしくみⅡ	必修	通信	60			60	60	60	●	●			
②	医療的ケア(演習)	必修	面接 スクーリング	(8)	(日中2日あるいは夜間4日) ・喀痰吸引 口腔・鼻腔・気管カ ニューレ内部 各5回以上 ・経管栄養 胃ろう又は腸ろう 5回以上 経鼻経管栄養 5回以上 ・救急蘇生法演習1回以上		8	8	8	8	8	8	8	喀痰吸引 等研修
履修時間				レポート提出 計8回		458	328	428	328	103	58			
修了認定時間(458時間のうち)							130	30	130	355	400			

別表2 受講のための費用

受講料			優待制度あり※ ¥78,000 ¥78,000 ※当事業者の研修で資格を取得したもの ※当社職員
取得資格名	金額	受講時間数	
無資格者	¥150,000	458時間	
訪問介護員研修3級	¥140,000	428時間	
介護職員初任者研修※◆	¥100,000	328時間	
訪問介護員研修2級※◆	¥100,000	328時間	
訪問介護員研修1級◆	¥60,000	103時間	
介護職員基礎研修◆	¥40,000	58時間	
◆認知症実践者研修(7,000円割引)、 ◆喀痰吸引等研修(15,000円割引) ★取得資格に応じて、テキスト代別途かかります			
再履修料			
1科目(通信)	¥10,000		
1科目(スクーリング・演習)	¥30,000		
事務手数料			
休学	¥10,000		
復学	¥10,000		